

大規模災害発生時における協力活動に関する申し合わせ

和歌山北警察署長(以下「甲」という。)と一般社団法人・日本アマチュア無線連盟和歌山県支部支部長(以下「乙」という。)は、大規模災害発生時における和歌山北警察署管内の被災状況の情報収集活動への協力に関し、次のとおり申し合わせを行う。

(目的)

第1条 大規模災害発生時において、甲が乙の協力を得ることにより、被害状況の早期掌握を可能とし、その後の迅速な初期活動等、効果的な災害警備活動の実施を確保するものであり、この申し合わせはその際の協力活動の内容等に関し、必要な事項を定めるものである。

(協力活動への従事者)

第2条 本活動には、一般社団法人・日本アマチュア無線連盟和歌山県支部会員で、本協力活動に対する賛同者により行うものとする。

(協力活動の基本精神)

第3条 会員による活動は、自己の共助の精神に基づくボランティア活動とする。

(協力活動の内容)

第4条 乙は、次に掲げる事項について、掌握した内容を甲に連絡するものとする。

- (1) 大災害による被害の発生場所及び状況
- (2) 火災、家屋倒壊による被害状況及び救護者の有無
- (3) 津波等による孤立箇所及び孤立者の有無
- (4) 崖崩れ・損壊・冠水等による道路の被害状況
- (5) 交通機関の運行状況
- (6) 住民の避難状況
- (7) ライフラインの被害状況
- (8) 医療機関の開設状況
- (9) その他必要と認められる事項

(協力者の範囲)

第5条 乙による協力活動の範囲は下記のとおりとする。

- (1) 被害状況等の情報収集にあたっては、会員個々の判断に基づく任意の範囲で行うものとする。
- (2) 確認し連絡する情報は、発生時の会員の所在地周辺の範囲で、なおかつ会員が直接見聞きした内容とする。
- (3) 乙の活動について、甲からは活動場所の指定及び調査内容についての指示は行わないものとする。

(情報の連絡)

第6条 甲に対する掌握した情報の連絡方法は次の方法によるものとする。

- (1) 被災地において、被災状況を直接見聞きした会員は、電波法で定める目的外通信である非常通信、及び人命の救助に関し急を要する通信が行える状況下にあつては、本人より直接、アマチュア無線(144MHz帯、430MHz帯)により、甲に開設されたアマチュア無線局に通報する。
ただし、通信場所が不感地帯等の場合は、甲と通信可能な他局(会員)を経由して通報する。
なお、連絡周波数の詳細については、あらかじめ甲、乙相互で定める。
- (2) 第1項以外の他の通信手段が使用できる状況下にある場合は、有線通信(073-453-0110)、もしくは最寄の交番又はパトロール中の警察官に対し直接口頭などにより通報し、情報提供に協力する。

(訓練の参加)

第7条 本目的達成のため、甲及び乙は適時、情報交換ならびに必要なに応じて通信訓練を行うものとする。

(協力活動の期間)

第8条 この活動は、平成24年12月13日から平成25年3月31日までとする。

協力活動の期間については、甲、乙から何らかの意思表示のないときは、1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協力活動の解除)

第9条 協力活動を解除する場合の措置は、次のとおりとする。

- (1) 乙は、会員の退会やその他の理由により、協力が不可能となったときは、甲に解除を通報するものとする。
- (2) 甲は、協力を求める必要がなくなったと認め、協力活動を解除するときは、乙に解除を通報するものとする。

(協議)

第10条 本申し合わせに定めのない事項に又は疑義が生じた事項については、都度甲乙協議して解決するものとする。

この申し合わせの証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各自その1通を保有する。

平成24年12月13日

甲 和歌山北警察署長

溝端 吉廣 印

乙 一般社団法人 日本アマチュア無線連盟 和歌山県支部支部長

廣井 五十二 印